

洗足学園音楽大学に対する再評価結果

I 再評価結果

再評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2017（平成29）年3月31日までとする。

II 総 評

2009（平成21）年度の大学基準協会による大学評価ならびに認証評価の結果、貴大学については、本協会の大学基準に適合しているか否かの判定を保留することになり、必ず実現すべき改善事項として「学生の受け入れ」「図書・電子媒体等」「管理・運営」および「点検・評価」に関する4点、一層の改善が期待される事項として23点の改善報告を求めた。今回提出された報告書からは、貴大学が、これらの提言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでおり、問題点が改善状況にあると確認できた。

必ず実現すべき改善事項のうち、「学生の受け入れ」については、経年的に入学定員を大幅に超過して学生を受け入れていたという問題に対し、貴大学は適正な定員管理に向けて着実に改善の取り組みを進めてきた。その結果、現時点では過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率はまだ超過状態にあるものの、超過率は改善されつつあり、今後、2013（平成25）年度から収容定員を増加させるなど計画どおり取り組みを進めることによって、これらの比率の適正化が期待できる。

「図書・電子媒体等」については、教育・研究上必要な図書・資料の体系的な整備に問題が見られたが、図書・電子媒体等の整備の方針および到達目標を明確化して改善を図った結果、おおむね成果が上がっている。また、ネットワーク整備に関しては、国立情報学研究所の学術コンテンツ・ポータルおよびNACSIS-I LLへの参加による充実を図っている。さらに、図書・資料が適切に管理されていなかったという問題に対し、貸出・返却方式をセルフ方式から図書館職員による窓口受付方式に変更するとともに、図書館出口の盗難防止装置も常時稼働させるなど、図書館システム全体の整備が行われつつあり、改善が認められる。今後は「図書館アンケート」や学生との「図書館利用者懇談会」の結果や意見を踏まえ、図書館の機能をさらに充実していくことが望まれる。

「管理・運営」については、諸規程・内規などの不備の問題が指摘されたが、「文書取扱規程」も含め、学則・学内諸規程等の体系的な整備は、改正履歴を明記しながら順調に進められているように見受けられる。引き続き不断の見直しを行い、遺漏のな

いように努めることが望まれる。

「点検・評価」については、真摯な自己点検・評価と評価結果に基づく改善・改革の実行に問題が見られたが、方針および到達目標を明確化し、貴大学が設定した評価指標をもとに自己評価することにより、目標の達成状況が分かるようにするなど、速やかな改善のための準備が整いつつあると判断される。ただし、点検・評価結果を改革・改善に繋げるための手順と方法を定めること等の課題が残されており、これらの課題を解決するための計画、取り組みを確実に継続することが望まれる。

以上の点から、学生の定員管理に関しては改善の途上にあるものの、今後の改善の見とおしは明確であり、問題点が改善状況にあると確認できたので、現時点で大学基準に適合していると判断できる。

また、一層の改善が期待される事項として改善報告を求めた 23 点についても、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できた。しかしながら、以下の点については、必ずしも十分な成果が上がっていないので、さらなる改善が望まれる。

「教育内容・方法」については、「幅広く教養を培う」ための教育課程の整備に関し、教養科目の新設、改廃、履修指導の充実などにより対応がなされ、2011（平成 23）年度より教養科目の年間 8 単位の修得を履修ガイドラインに明示したにもかかわらず、依然として 1 年次生が修得した教養科目単位数は低水準に留まっており、引き続き改善が望まれる。また、学生による授業評価については、集計結果のホームページでの公表など一定の改善が見られるものの、授業評価結果を授業改善に繋げる組織的な取り組みについて、一層の努力が望まれる。

「学生の受け入れ」については、AO 入試および推薦入試において募集定員の 2 倍以上の学生を受け入れていたことに関し、2012（平成 24）年度までに大幅な定員超過はほぼ解消されている。しかし、年度ごとに大幅な募集定員の改定が行われているため、受験生が混乱をきたすことがないよう学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入試区分ごとの募集定員を中・長期的観点から確定することが求められる。

大学院担当教員の研究指導資格基準が明示されていなかったことに関し、「研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程」および「研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準」を整備し、資格基準を定めている。ただし、「選考規程」の研究指導教員と研究指導補助教員の要件が同一であること、また、「選考規程」と「審査基準」に定められた資格要件がそれぞれ異なっていることなどについては、一層の改善が望まれる。

さらに、専任教員の年齢構成のバランスについては、若手教員の採用に努めているとのことではあるが、2012（平成 24）年 5 月 1 日現在の専任教員の年齢構成は、評価当時に指摘された 51～60 歳代の割合がむしろ増加している。しかし、教員人事制度の見直しや 5 年間の採用計画の作成など取り組みはなされており、引き続き努力を求め

たい。

今後も、より一層の発展のため、引き続き改善・改革に向けて努力していくことを期待したい。

以 上